

第 354 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 354 回三木市議会（令和元年 11 月 28 日開会）に提出する議案 22 件（専決処分
の報告 1 件、総合計画の策定 1 件、条例関係 7 件、補正予算関係 4 件、その他 9
件）の概要は次のとおりです。

1 専決処分の報告関係

(1) 報告第 4 号 専決処分について（温泉交流館条例の一部を改正する条例の 制定について）（観光振興課）

温泉交流館の改修工事の完了により、家族風呂の一部を廃止することに伴う
温泉交流館条例の改正につき、緊急を要したため、令和元年 9 月 30 日に地方
自治法第 179 条第 1 項による専決処分をしたもの。

2 総合計画の策定

(1) 第 53 号議案 三木市総合計画における基本構想及び同構想に基づく基本 計画の策定について（企画政策課）

三木市総合計画における基本構想及び同構想に基づく基本計画を策定する
ことについて、三木市議会基本条例の定めるところにより、議会の議決を求
めるもの。

3 条例関係

(1) 第 54 号議案 三木市農業共済条例を廃止する条例の制定について（農業振 興課）

ア 廃止理由

県内各市町、広域事務組合及び兵庫県農業共済組合連合会で実施している
農業共済事業の 1 組合化による統合に伴い、市で実施する農業共済事業に係
る業務の全てを、令和 2 年 4 月 1 日に設立される兵庫県農業共済組合（農業
保険法第 73 条第 4 項に規定する特定組合）に引き継ぐことから、三木市農
業共済条例を廃止する必要があるため。

イ 施行期日

令和2年4月1日

(2) 第55号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

議員の期末手当の年間支給月数を4.45月から4.50月に引き上げる。

ウ 施行期日

公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。（一部については令和2年4月1日施行）

(3) 第56号議案 三木市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、三木市長等の給与に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

市長、副市長及び教育長の期末手当の年間支給月数を4.45月から4.50月に引き上げる。

ウ 施行期日

公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。（一部については令和2年4月1日施行）

(4) 第57号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、一般職の職員の給与に関する条例等を改正する必要があるため。

イ 改正内容

令和元年の人事院勧告の内容に準拠した給与改定等を実施する。

(ア) 一般職の職員の給与に関する条例の改正

(i) 給料月額を改定し、平均0.1%引き上げる。

(ii) 期末勤勉手当の年間支給月数を4.45月から4.50月に引き上げる。

(iii) 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を9,000円から16,000

円に引き上げるとともに、手当額の上限を 27,000 円から 28,000 円に引き上げる。

- (イ) 三木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給月数を改定する。
- (ウ) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正
会計年度任用職員の給料月額を改定する。

ウ 施行期日

イ(ア)(i)、イ(ア)(ii)については、公布の日から施行する。(イ(ア)(i)については平成31年4月1日から適用する。イ(ア)(ii)については令和元年12月1日から適用し、一部については令和2年4月1日施行)

イ(ア)(iii)、イ(イ)、イ(ウ)については、令和2年4月1日から施行する。

(5) 第58号議案 三木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（消防本部予防課・市民課）

ア 改正理由

【第1条関係】平成15年6月議会に提案した三木市手数料条例の一部改正議案において、別表の1の部を削り同表の後続の部を繰り上げる改正を行った際、同表の引用部分の繰上げに係る改正に漏れがあったことから、これを訂正する必要があるため。

【第2条関係】国が推進するマイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高い行政の構築を目指す取組の一つとして、マイナンバーカードを利用した多機能端末機による証明書発行に係る手数料を引き下げることから、三木市手数料条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

【第1条関係】別表の3の部から5の部における引用部分の整理を行う等所要の改正を行う。

【第2条関係】コンビニエンスストア等におけるマイナンバーカードを利用した多機能端末機による証明書等の交付手数料を定める。（窓口における交付手数料より150円低い金額とする。）

ウ 施行期日

【第1条関係】公布の日

【第2条関係】令和3年1月4日

(6) 第59号議案 三木ホースランドパーク条例の一部を改正する条例の制定について（観光振興課）

ア 改正理由

三木ホースランドパークの集客の強化を図るため施設の一部変更を行うとともに、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う使用料の見直しを行うことから、三木ホースランドパーク条例を改める必要があるため。

イ 改正内容

(ア) ホースシューズ場を廃止する。

(イ) あじさい園を設置するとともに、使用料を下記のとおり改定する。

宿泊施設等	現行	改正後
あじさい園（開園期間中に限る。）	—	500 円
洋室 A	12,600 円	13,200 円
洋室 B	6,825 円	7,150 円
洋室 C	10,500 円	11,000 円
和室 A	23,100 円	24,200 円
和室 B	21,000 円	22,000 円
洋室大	21,000 円	22,000 円
和室大	21,000 円	22,000 円
大集会室	1,575 円	1,650 円
研修室大	1,050 円	1,100 円
研修室小	315 円	330 円
図書コーナー	420 円	440 円
和会議室	315 円	330 円
キャンピングセンター和室	315 円	330 円
キャンピングセンター工作室	1,050 円	1,100 円
キャンプサイト	1,575 円	1,650 円

ウ 施行期日

イ(ア)は令和2年1月1日から、イ(イ)は同年4月1日から施行する。

(7) 第60号議案 三木市立かじやの里メッセみき条例の一部を改正する条例の制定について（商工振興課）

ア 改正理由

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う使用料の見直しを行うことから、三木市立かじやの里メッセみき条例を改める必要があるため。

イ 改正内容

使用料を下記のとおり改定する。

	使用時間	現行	改正後
平日	午前9時から正午まで	36,700 円	38,400 円

	午後 1 時から午後 5 時まで	49,000 円	51,300 円
	午後 6 時から午後 9 時まで	36,700 円	38,400 円
	午前 9 時から午後 5 時まで	89,000 円	93,200 円
	午後 1 時から午後 9 時まで	89,000 円	93,200 円
	午前 9 時から午後 9 時まで	106,900 円	111,900 円
土 日 休日	午前 9 時から正午まで	45,900 円	48,000 円
	午後 1 時から午後 5 時まで	61,200 円	64,100 円
	午後 6 時から午後 9 時まで	45,900 円	48,000 円
	午前 9 時から午後 5 時まで	111,300 円	116,600 円
	午後 1 時から午後 9 時まで	111,300 円	116,600 円
	午前 9 時から午後 9 時まで	133,600 円	139,900 円

ウ 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

4 条例、補正予算関係以外

(1) **第 61 号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について（総務課）**

兵庫県農業共済組合の設立による中播農業共済事務組合の解散に伴い兵庫県市町村職員退職手当組合理約を変更することについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

(2) **第 62 号議案 指定管理者の指定について（文化会館）（文化・スポーツ課）**

文化会館について、令和 2 年 4 月から 5 年間の管理を行う指定管理者を定めることについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

(3) **第 63 号議案 指定管理者の指定について（はばたきの丘）（障害福祉課）**

三木市立障害者総合支援センターはばたきの丘について、令和 2 年 4 月から 5 年間の管理を行う指定管理者を定めることについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

(4) **第 64 号議案 指定管理者の指定について（デイサービスセンター及び在宅介護支援センター）（介護保険課）**

三木市立デイサービスセンター及び三木市立在宅介護支援センターについて、令和 2 年 4 月から 5 年間の管理を行う指定管理者を定めることについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

(5) 第 65 号議案 指定管理者の指定について（ホースランドパークふれあいの森）（観光振興課）

三木ホースランドパークふれあいの森について、令和 2 年 4 月から 5 年間の管理を行う指定管理者を定めることについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

(6) 第 66 号議案 指定管理者の指定について（ホースランドパークエオの森）（観光振興課）

三木ホースランドパークエオの森について、令和 2 年 4 月から 5 年間の管理を行う指定管理者を定めることについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

(7) 第 67 号議案 指定管理者の指定について（温泉交流館）（観光振興課）

温泉交流館について、令和 2 年 4 月から 5 年間の管理を行う指定管理者を定めることについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

(8) 第 68 号議案 指定管理者の指定について（山田錦の館）（観光振興課）

山田錦の館について、令和 2 年 4 月から 5 年間の管理を行う指定管理者を定めることについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

(9) 第 69 号議案 財産の処分について（農業振興課）

三木市農業共済事業に係る財産を、事業の全てを承継する兵庫県農業共済組合に譲与することについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

5 補正予算関係 【別添「令和元年度 12 月補正予算（案）の概要」参照】

- (1) 第 70 号議案 令和元年度三木市一般会計補正予算（第 3 号）**
- (2) 第 71 号議案 令和元年度三木市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）**
- (3) 第 72 号議案 令和元年度三木市水道事業会計補正予算（第 1 号）**
- (4) 第 73 号議案 令和元年度三木市下水道事業会計補正予算（第 1 号）**

問い合わせ 三木市総合政策部法務情報課
電話 0794-82-2000（内線 2421）